



弥富で結婚し新生活を始める方へ、新生活のスタートを後押しします！

弥富市結婚新生活支援補助金

弥富市では、結婚に際して新居となる住宅の購入費や賃料、引越などにかかった費用について、1世帯当たり **24万円を上限** として補助金を交付します。

対象となる世帯

下記のすべてを満たす新婚世帯

- ①平成29年4月1日から平成30年2月28日までの間に婚姻届を提出し受理された夫婦であり、夫婦の年齢(補助金交付申請時)がいずれも満50歳未満であること。ただし、同一人同士が再婚した場合を除く。
- ②結婚を機に市内にある住居を新たに購入・賃借し、その住居の住所に転入(転居)届を提出し受理されていること。(申請時点で夫婦とも市内に住んでいること)
- ③夫婦の年間所得合計(平成28年分)が340万円未満であること。(※1、※2)
 ※1 婚姻を機に夫婦の双方または一方が離職し、申請時において無職の場合は、離職した方については所得なしとして、夫婦の所得を算出。
 ※2 貸与型奨学金の返済を現に行っている場合、所得証明をもとに算出した世帯の所得から貸与奨学金の年間返済額を控除した金額。
- ④他の公的制度による家賃補助を受けていないこと。
- ⑤過去にこの制度による補助を受けたことがないこと。
- ⑥市税を滞納していないこと。



対象となる経費

平成29年1月1日から平成30年2月28日までの間に支払った、次の①～③の費用が対象となります。

- ①結婚を機に、市内で新たに新居となる住宅を取得した場合の費用 ※増改築を除く
- ②結婚を機に、市内で新たに新居となる住宅を賃借した場合の費用(家賃・敷金・礼金・共益費・仲介手数料) ※勤務先から住宅手当を受けている場合は、その分を対象経費から差し引く
- ③結婚を機に、市内の新居へ引っ越すためにかけた費用(引越業者または運送業者への支払いに係る実費) ※初回の引越のみが対象で、家具家電購入などは除く

申請期間

平成29年6月1日～平成30年2月28日

ただし、予算額に達した時点で受付を終了します。

申請に必要な書類

★印…市の公簿で確認できる場合は省略することができます。

- ・補助金交付申請書
- ・婚姻届受理証明書または婚姻後の戸籍謄本 ★
- ・夫婦2人分の所得証明書(平成28年分) ★
- ・夫婦2人分の滞納なしの証明書 ★
- ・【貸与型奨学金を返済した場合】返済したことがわかるもの
- ・【結婚を機に離職した場合】離職票
- ・【住居費(購入)の場合】売買契約書および領収書
- ・【住居費(賃貸)の場合】賃貸借契約書および領収書
- ・【住居費(賃貸)の場合】住宅手当支給証明書(給与所得者全員分)
- ・【引越費用の場合】引越しに係る領収書



申・問 市役所秘書企画課(内線224)(十四山支所2階)

やとみ♡婚活Party開催

市社会福祉協議会では独身男女の素敵な出会いを応援するため、婚活パーティーを開催します。4回目となる今回は、お菓子づくりとティーパーティーで、パートナー探しを応援します。

過去3回開催したイベントでは11組のカップルが成立し、うち1組が結婚されました。

とき 6月18日(日) 午後1時～4時
(午後0時30分～受付開始)

ところ 総合福祉センター 2階 研修室
弥富市鰯浦町上本田95番地1

対象者 おおむね25歳以上40歳代の独身者
婚姻後、市内に定住希望者

定員 男性15名 女性15名 **参加費** 男性2,000円 女性1,000円
※当日支払い

申込期限 6月8日(木)まで
※希望者多数の場合、抽選となります。

申込方法 所定の申込書により、市社会福祉協議会に持参、FAXまたは郵送でお申し込みください。申込書は、市社会福祉協議会および市役所にございます。また、両ホームページからダウンロードできます。

申・問 市社会福祉協議会
〒498-0021 弥富市鰯浦町上本田95番地1
☎ 65-8105 FAX 65-8002
HP <http://www.shakyo.or.jp/hp/1069/>

◎当日プログラム◎

午後1時	開始
午後1時15分～	お菓子づくり
午後2時～	ティーパーティー &交流会
午後3時30分～	カップリング
午後4時	終了

結婚相談のご案内

毎月1回無料の結婚相談を行っています。
結婚を希望される方に、気軽に相談できる場や出会いの場を提供します。相談は秘密を厳守し、誠意を持って対応しますので、安心してご利用・ご相談ください。

とき 毎月第2水曜日 午後1時～4時

ところ 総合福祉センター

対象者 結婚を希望する満20歳以上の独身の方

その他 相談は無料(予約制)

予約・問 市社会福祉協議会 ☎65-8105

